

苫小牧工業高等専門学校学術情報センター施設利用規則

規則第52号

制 定 平成16年4月1日
一部改正 平成17年10月3日
一部改正 平成19年4月1日
一部改正 平成27年4月14日
一部改正 令和6年3月22日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 苫小牧工業高等専門学校(以下「本校」という。)学術情報センター規程第3条第2項の規定に基づき、本校学術情報センター(以下「センター」という。)の各施設の利用について定めるものとする。

(利用の目的)

第2条 センターの各施設は、次の各号に掲げる目的に利用することができる。

- 一 本校学生の正課授業及び課外活動
- 二 本校教職員の学術研究
- 三 公開講座等地域開放事業

(利用者の範囲)

第3条 センターの各施設を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 本校学生
- 二 本校教職員
- 三 一般の利用者

(利用責任)

第4条 センターの各施設の設備及び備品を破損、汚損又は亡失したときは、直ちに関係教職員に報告しなければならない。この場合、故意又は重大な過失によるときは、弁償しなければならない。

2 センターの各施設の使用後は、消灯及び窓扉等の戸締まりに十分注意し、使用前の状態に復するものとする。

(罰則)

第5条 この規則に違反した者は、センターの各施設の利用を一定期間停止、又は禁止することがある。

第2章 図書館の利用

(利用施設の範囲)

第6条 この規則において利用を認める図書館の施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- 一 閲覧室
- 二 書庫
- 三 ラーニングコモンズ
- 四 多目的スペース

(開館日及び開館時間)

第7条 図書館を利用できる日及び時間は、次のとおりとする。

- 一 月曜日から金曜日 8時30分から20時まで（本校学則第5条第四号に規定する休業期間中は、8時30分から17時まで）
 - 二 土曜日 8時30分から17時まで
- 2 校長が必要と認めたときは、開館日及び開館時間を変更することがある。

(閉館日)

第8条 閉館日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 三 年末年始（12月29日から翌年1月3日）
 - 四 本校学則第5条第四号に規定する休業期間中の土曜日
 - 五 校長が必要と認めた日
- 2 校長が必要と認めたときは、臨時に閉館することがある。

(利用の申込み)

第9条 第6条各号に定める図書館の施設を、第2条各号に規定する目的で利用する場合は事前に所定の手続きをとるものとする。ただし、第2条第一号に規定する正課授業で使用する場合は、各期の授業時間割編成時までに学生課教務係へ申し込むものとする。

2 第2条各号に規定する目的以外で利用する場合は、本校施設・設備使用内規に定める手続きをとるものとする。

(図書の閲覧)

第10条 図書の閲覧方法については、別に定める本校図書閲覧規則による。

第3章 情報処理施設の利用

(利用施設の範囲)

第11条 この規則において利用を認める情報処理施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- 一 第1CAI室
- 二 第2CAI室
- 三 演習室

(開室日及び開室時間)

第12条 情報処理施設を利用できる日及び時間は、次のとおりとする。

- 一 第1 C A I 室 第7条第1項に規定する図書館の利用時間に準ずることとする。
- 二 第2 C A I 室及び演習室 月曜日から金曜日の8時30分から17時まで
- 2 校長が必要と認めたときは、開室日及び開室時間を変更することがある。
- 3 学生が、卒業研究等で第1項に定める開室時間以外に利用を希望する場合は、担当教員を経て学生課に申し込むものとする。

(閉室日)

第13条 閉室日は、第8条に規定する図書館の閉館日に準ずることとする。

(利用の申込み)

第14条 第2条第一号に規定する正課授業で使用する場合は、各期の授業時間割編成時までに学生課教務係へ申し込むものとする。

- 2 第2条各号に規定する目的以外で利用する場合は、本校施設・設備使用内規に定める手続をとるものとする。

(情報システム・ネットワークシステムの利用)

第15条 情報システム・ネットワークシステムの利用方法については、別に定める本校情報システム利用規則及びネットワークシステム利用規則による。

第4章 セミナールームの利用

(開室日及び開室時間)

第16条 セミナールームを利用できる日及び時間は、月曜日から金曜日の8時30分から20時までとする。ただし、本校学則第5条第四号に規定する休業期間中は、8時30分から17時までとする。

- 2 校長が必要と認めたときは、開室日及び時間を変更することがある。

(閉室日)

第17条 閉室日は、第8条に規定する図書館の閉館日に準ずることとする。

(利用の申込み)

第18条 第2条各号に規定する目的で、セミナールームを使用する場合は、事前に所定の手続きをとるものとする。ただし、第2条第一号に規定する正課授業で使用する場合は、各期の授業時間割編成時までに学生課教務係へ申し込むものとする。

- 2 第2条各号に規定する目的以外で利用する場合は、本校施設・設備使用内規に定める手続をとるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 苫小牧工業高等専門学校メディアセンター利用内規（平成8年4月1日制定）及び苫小牧工業高等専門学校情報処理センター利用内規（平成8年4月1日制定）は、廃止す

る。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年10月3日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月14日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。